

VII, 委託事業者によるサービス提供終了時の評価

28. 委託した事業の保健事業としての目的の達成度の評価を実施する

【ねらい】

事業の効果を把握して、委託の継続の有無も含めて、委託内容の見直しの検討に活用します。

【基本的考え方】

事業本来の目的が達成されているのか評価を行います。達成されていないのであれば、どの点に問題があるのかを検討し、計画を練り直します。

29. 委託した目的の達成度の評価を実施する

【ねらい】

委託したねらいの達成度を把握して、委託の継続の有無も含めて、委託内容の見直しの検討に活用します。

【基本的考え方】

例えば、事業の対象者の拡大、費用の削減等の、委託をした目的が達成されたのかを検討します。達成されていない場合は、委託の継続も含めて、委託の見直しを行います。

30. 契約内容の遵守状況に関する評価を実施する

【ねらい】

契約どおりのサービスが提供されていたか判断します。

【基本的考え方】

モニタリングで遵守状況の確認、場合によっては微調整がおこなわれていると思います。トータルに見た場合のサービスの遵守状況を判断します。

31. 委託先に評価結果をフィードバックする

【ねらい】

委託事業者の技術の向上にむけて働きかけます。

【基本的考え方】

評価結果のフィードバックは、委託先の活動の改善につながります。それにより長期的にみると地域資源の質が向上することになります。

32. 評価結果をふまえ、委託継続の可否を含めた検討を行う

【ねらい】

委託の方法・継続の判断をします。

【基本的考え方】

毎年、評価に基づいて、委託方法、委託の継続の可否を関係者で検討します。

33. 評価結果をふまえた委託事業の改善を行う

【ねらい】

委託した事業や、事業の委託の方法について、継続的な改善を行います。

【基本的考え方】

評価は活用することが意味を持ちます。評価結果を活用して、質の向上を図ります。

VIII, 体制

34. 保健事業における委託をどのように考えるか、保健専門職間で合意している

【ねらい】

保健専門職間で事業委託に関わる方針を決めておきます。

【基本的考え方】

保健事業の委託は、どの自治体においても関係がないことではありません。また委託事業のマネジメントは複数の人で協働することが必要です。保健専門職間で事前に委託の捉え方や関わり方について、合意しておきます。この合意に基づいて、自治体内全体での合意に向けて働きかけていきます。

35. 委託するか否かに関して、保健専門職の意向が反映される(体制がある)

【ねらい】

事業を委託することの妥当性について、保健専門職の意見を考慮してもらうようにします。

【基本的考え方】

すべての事業が委託が可能であるとは限りません。委託をしたら保健事業としての機能に問題が生じることが考えられると保健師が判断する場合は、その意向を考慮してもらうことが必要です。

36. 委託契約の方法(一般競争入札か、随意契約か)について、保健専門職の意向が反映される体制がある。

【ねらい】

保健事業の目的が達成される委託契約の方法選定に関与します。

【基本的考え方】

委託契約の方法は、委託事業の管理や委託事業の質に影響してきます。地域の実情を判断した上で、委託契約の方法が選択されるようにします。

37. 委託業者の最終的な決定に、保健専門職は関与できる(体制がある)

【ねらい】

専門職としての観点を事業者決定に反映させます。

【基本的考え方】

専門職でなければ判断できないサービスの質などの観点が、事業者決定に反映されるようにします。

38. 委託事業者との日常的な意見交換以外に、時間をかけて話し合う場が設定できる

【ねらい】

時間をかけて調整を行うことが必要な事項について話し合いを行います。

【基本的考え方】

日常の情報交換だけでは話し合えない事項—例えは事業の評価等—に関して時間をとて意見交換することで、質の向上につなげます。

第4章 事例集

A 市

1	自治体概要 人口 約 90 万人 高齢化率 約 20 %
2	対象事業 両親学級(土日開催分)
3	委託契約種別 隨意契約
4	関連が強いマネジメント項目 4、対象事業に関する自治体内の資源(人員・予算)についてアセスメントを行う 6、委託する目的を明確にする 25、委託事業者のサービスの質を具体的に確認する
5	委託の実際 母子保健事業のうち、土日開催の両親学級において委託を取り入れた。両親学級は、従来は平日に実施し、土日は開催していなかったが、市長のブログを通じ土日開催の要望が市民からあったことをきっかけに、休日にも拡げて開催することを検討することになった。これまで、定例で職員の土日出勤を前提とした事業はないこと、直営では外部委託に比べて高いコストになることより、外部委託を検討した。 講師の派遣を依頼するなどの関わりが従来からある助産師会は、保健事業の目的について十分な理解があつたこと、同様の事業の実績があり技術面で問題がなかつたこと、他の委託先が見当たらなかつたことなどより、随意契約で助産師会に委託することになった。 委託事業の開始当初は、市の保健師が見学に入り、内容を確認した。仕様書に年1回の打ち合わせを盛り込んでいる。 現在は、毎月の実施を委託しているが、平日の学級には参加できなかつた人たちを中心参加希望者が増え、順番待ちができるほどの盛況になっている。外部委託を活用することで、住民ニーズに対応できたと考えている。

B 市

1	自治体概要	
	人口	約 50 万人
	高齢化率	約 25%
2	インタビュー対象事業	特定保健指導
3	委託契約種別	随意契約
4	関連が強いマネジメント項目	
	6. 委託する目的を明確にする 10. 委託することによって生じるデメリットを軽減する方法を検討する。 13. 委託する可能性のある事業者の業務実績や業務遂行能力について情報収集する 17. 委託事業者と事業の目的を共有する 27. 委託事業者の担当者と日常的に意見交換を行う 29. 委託した目的の達成度の評価を実施する	
5	委託の実際	
	<p>特定保健指導の随意契約を行うにあたり、まず自治体内で事業の目的・目標を明確にした。次に、特定保健指導事業は、さまざまな業務の複合であると考え、業務を細分化し業務ごとに委託した。まず始めに、業務を細分化し仕様書を作成した。業務は大きく保健師業務のサポート部分と、保健師業務そのもの(保健指導部分)に分かれるが、保健師でなくてもいいサポート業務は原則全て委託にした。具体的には、実施時の受付・会場設営・書類運搬・集団への説明者、保健指導後もカルテ回収・BOXへの保管やデータ入力・フォロー対象者のカルテ出し等の業務である。委託先として、それぞれその専門(運搬は運搬業者、入力は入力業者など)を考慮した。その方が品質も高く、コスト削減につながったと思う。</p> <p>保健師業務については、自治体保健師の育成のために全面委託にせず、直営との混合にした。保健指導部分の委託は質を保証するためにコンペ方式とした。仮の事例を提示して、読み取りと保健指導案の提出を求め、当日デモをやってもらうという内容だった。評価基準は保健師により作成したが、客観性を期すため評価者は事務職のみとし、評価能力習得・向上のための事務職向けの説明会を実施した。一方、事業者に対しては説明会を行い、委託の背景や検査数値の読み方など文書だけでは伝わりにくいことも対面で丁寧に説明し、コンペ自体のレベルアップも図った。</p> <p>事業継続開始後も定期的に会合を持ち、進捗や課題を共有した。前年の改善率を超えることが委託の条件だったので、自治体から改善率を月ごとに委託先に返すなどした。自治体は委託先に教育する立場ではないが、そこで意見交換をし、課題の解決策などの共通認識づくりを行った。一方で、受診率向上の方策など、行政では普通取り入れられないようなアイディアが委託先から提案され、その理由の説明も得られるので勉強になった。</p>	

C 市

1	自治体概要	
	人口	約 47 万人
	高齢化率	約 19%
2	インタビュー対象事業	特定保健指導
3	委託契約種別	一般競争入札
4	関連の強いマネジメント項目	
	3. 委託に関する自治体の方針・方向性を確認する 14. 必要な事項が盛り込まれた仕様書・契約書を作成する 15. 仕様書・契約書に記載することが難しい詳細な実施を求める事項に関して、仕様書以外の実施要領やマニュアル等で提示する 16. 仕様書・契約書の作成に事務担当者の協力を得る。 25. 委託事業者のサービスの質を具体的に確認する 26. 対象となる住民の反応を確認する機会を設ける	
5	委託の実際	
	<p>自治体の方針として、委託業者の選定は一般競争入札方式が求められていた。専門職が行う対人サービスである保健指導の質が担保できる委託先が選定されるためには、仕様書の作成と詳細なマニュアルが必要と考え、丁寧に作成した。</p> <p>仕様書は所轄課事務職と専門職とが、各課の仕様書作成を支援する事務職に相談しながら、7か月費やし作成した。条件を付け過ぎると参入の過剰な制限とみなされることもあるとの事務職側からの指摘もあった。仕様書に盛り込めない事柄に関しては、マニュアルで補う手立てをとった。公示後は入札までしばらく時間を置き、仕様書の内容に関して業者が確認し、理解してもらった上で入札に参加してもらえるような状況を整えた。</p> <p>また、詳細なマニュアルを作成するために、委託前に直営で実施し、5人の専門職でマニュアルの作成に取り組んだ。出来るだけ具体的に保健指導のコツや時間内で何を行うかなどの内容を盛り込んだ。</p> <p>委託事業を開始した後、保健指導実施記録のすべてに目を通し、聴取する内容が洩れていなか、正確に入力されているかなど委託事業の質を確認した。また直営で実施している他の教室と同じ会場で保健指導を実施してもらうことで、実施の場面を観察し、方法に問題ないかを確認したり、保健指導対象者の市民の意見や反応を確認し、モニタリングするようにした。その他にも委託先に実施後1週間以内の報告を求めていたので、その報告の際やデータ授受などの際に適宜コミュニケーションを図った。</p> <p>このような取り組みを行っていたが、保健指導サービスの質が担保出来ていない問題が発覚し、その後は、直営に戻すという経過をたどった。</p>	

D市

1	自治体概要	
	人口	約 30 万人
	高齢化率	約 20%
2	インタビュー対象事業	特定保健指導
3	委託契約種別	随意契約
4	関連が強いマネジメント項目	
	13. 委託する可能性のある事業者の業務実績や業務遂行能力について情報収集する 24. 契約内容に準じたサービスが提供されているかを確認する 25. 委託事業者のサービスの質を具体的に確認する 31. 委託先に評価結果をフィードバックする	
5	委託の実際	
	<p>検診事業を委託するなど地元健診機関との関わりが従来からあり、特定保健指導も同機関に随意契約を結ぶ方針だった。しかし、質の確保という面から2業者に担当してもらうアイディアが生まれ、保健師、栄養士、事務職の 3 名を中心に委託に取り組み、プロポーザル方式により業者選定を行った。選定に当たっては、質の確保のために事業者に求めた事項を具体的にした。その結果、地元の健診機関と全国展開を行う大手事業者が委託先となった。</p> <p>受託者同士の競争心を芽生えさせるために、保健指導対象者が 2 業者のどちらかを選べるように工夫をした。委託後の関わりとして、定期的に事業者と顔を合わせ、評価として①帶同評価(会場の設置、面接時間、面接内容、指導者について作成した評価基準を用いて評価する)、②定期評価(毎月の実施状況、3 カ月に 1 回レポートの提出)、③年度末評価(2 業者間の比較)を実施し、さらに年 3 回各業者と協議会、年 1 回研修会を開催している。基本的には 1 年契約だが、評価が良ければ 3 年契約まで延長可能とした。</p>	

E市

1	自治体概要	
	人口	約 30 万人
	高齢化率	約 25%
2	インタビュー対象事業	介護予防事業
3	委託契約種別	
	原則として一般競争入札(委託は公募。3月に受託希望をとる。1事業者のみの場合は随意契約。複数の場合は安い方。)	
4	関連の強いマネジメント項目	
	13. 委託する可能性のある事業者の業務実績や業務遂行能力について情報収集する 14. 必要な事項が盛り込まれた仕様書・契約書を作成する。 17. 委託事業者と事業の目的を共有する 29. 委託した事業の保健事業としての目的の達成度の評価を実施する 38. 委託事業者との日常的な意見交換以外に、時間をかけて話し合う場が設定できる	
5	委託の実際	
	<p>通所型介護予防事業の委託に関わる仕様書作成、契約書の事務は、予防事業担当の保健師がすべて行っている。事務職には確認してもらっているが、あとはほぼ全面的に任せられている。予算も含めて、最初から最後まで保健師が担当業務として関わっているのが強みで、もっとこうした方がよいのではないかと思うところを次年度以降の仕様書に盛り込んでいる。</p> <p>当初は、委託先の事業者は高齢者や虚弱な人の対応経験がなく、サービスをやり過ぎてしまったり、要望を聞き過ぎてしまったり、逆に配慮が足りなかつたりするなど、介護予防事業の目的をきちんと理解していない場面があった。そこで、事業者研修会を実施し、KJ法などを使った実習を行い、事業目的の理解を深めてもらった。</p> <p>事業ごとにバラバラに研修していたのを、平成 21 年度よりすべての事業の事業者を一斉に集めて、月 1 回計 10 回の研修会を実施することにした。対象は実績のある事業者で、80 人くらい集まり、グループワークも取り入れて実施している。合同研修会によって、事業者同士の交流、認知症・栄養などへの共通理解、専門職同士の理解(福祉職と看護職など)が促進した。</p> <p>複数の事業者に委託を実施したので、評価は事業所ごとに行つた。職員が1人で40教室を見て回っても、委託先は一生懸命やっているので、どこもよく見えてしまった。やはり、数字で表せるものが必要と感じ、システム会社に頼んで、話し合いながら 150 万円で評価用ソフトを作り、二次予防事業に導入した。他と比較が可能ないように、事業ごとに既存のいくつかのアセスメント票を組み合わせて用いている。</p> <p>事業者に参加者のアセスメント結果を参加者ごとに入力させ、2 段階でエラーをチェックしている。手間がかかるという委託先もいるが、仕様書に明記しているのでやらざるを得ない。</p>	

い。評価結果は、事業者の会合ですべて提示して話し合いの材料にしたり、それを契機に改善率が高い事業者の見学を行うなど、事業者同士の高め合いにも使われている。

地方では事業者数も少なく、時間がたつと固定化していく。その中で、事業者のモチベーションを高め、参加者の長期抱え込みを防ぐのにも数値による評価は役立つ。また、議員や市上層部、財政当局の理解も得られやすいと思う。

F市

1	自治体概要	
	人口	約 20 万人
	高齢化率	約 20%
2	インタビュー対象事業	介護予防事業
3	委託契約種別	
4	関連の強いマネジメント項目	
	12. 委託事業者の選定に関して、その選定基準を事業に関係する職員で合意する 33. 評価結果をふまえた委託事業の改善を行う 37. 委託事業者の最終的な決定に、保健専門職は関与できる(体制がある)	
5	委託の実際	
	<p>介護予防事業のプログラム提供事業者の選定は、プロポーザル方式で実施し、業者選定は、行政職から課長など役職者と専門職から2名の保健師で行っている。当初は評価者間のバラつきが多かったが、評価基準をより客観的なものに改善する努力を続けている。具体的には、「連携」・「体制」・「リスク管理」・「質の管理」の大項目に分けるとともに、評価する際の視点について解説を作成した。また、模擬事例に対する企画立案(紙面上)と運動指導の実演(実技)を課して、指導能力の評価も行うようにしました。その結果、評価者間のバラつきが小さくなった。</p> <p>市と委託業者だけでなく、地域包括支援センターと共同で情報共有し、評価を行った。この取組を地道に行うことでの、①地域包括支援センターやプログラム事業者に対して指導を行う、②市の保健師が、介護事業の課題を把握して翌年度計画に向けての改善を図る、③プログラムに再度参加することによって更なる改善が図れる可能性がある参加者を抽出する、などに役立っている。</p>	

G市

1	自治体概要 人口 約 6 万人 高齢化率 約 26%
2	対象事業 特定保健指導
3	委託契約種別 隨意契約(プロポーザル方式)
4	関連が強いマネジメント項目 9. 委託契約の方法(一般競争入札か、随意契約か)の方法について、事業に關係する職員間で合意する。 10. 委託することによって生じるデメリットを軽減する方法を検討する。 11. 委託する事業に関して、委託後に保健専門職が行う役割を明確にする 12. 委託事業者の選定に関して、その選定基準を事業に關係する職員で合意する
5	委託の実際 特定保健指導は、人員不足が理由で委託を検討したが、直営で実施することが望ましい対象者については選定し、直営で実施するようにした。 保健事業の選定を一般競争入札で行った場合、質の担保が出来ない可能性があるという認識が課内にあり、また財政部門とも共通認識を得たので、当初からプロポーザル方式を選択した。選定の評価項目を独自に事務職と専門職が共同で作成した。評価項目は、分類として 3 分類「企画力」、「組織・人員体制」、「類似業務への実績」、10 項目(各項目 5 点)50 点満点で構成した。評価者は、所轄部長と所轄課長、担当保健師と専門職で構成し、半数以上は専門職だった。専門職は、委託先の企画側や運営側に専門職が配置されているかを重視している。 保健指導の実施は役所で行い、実施する日は、準備の時間から自治体の保健師が出来るだけ顔を出すようにし、実施内容について観察することで委託事業の質を確認した。サービスの提供に問題が生じた場合はすぐに改善を求めた。 また他の機会では会えない市民もいるので、実施前後に対象者に声をかけたり、保健指導対象者のうち、その他の保健サービスの必要性があるかもしれない対象者の情報は当日のうちに情報を共有するなど、委託することのデメリットを少なくする取り組みを行っている。

H市

1	自治体概要
	人口 約 6 万人
	高齢化率 約 20%
2	対象事業 介護予防事業
3	委託契約種別 隨意契約
4	関連が強いマネジメント項目
5	5. 対象事業に関する地域の資源についてアセスメントを行う 11. 委託する事業に関して、委託後に保健専門職が行う役割を明確にする 委託の実際 委託の受け手が見つからない段階から委託先を少しづつ開拓し、現在では委託先が増え、新たな施設等から委託の申し出があるまでになっている。委託先が増えたことで、委託先とサービスの質の向上に向けて、協議しあえる関係ができている。 委託先の開拓のために、最初は委託先となり得そうな病院に引き受け可能な範囲だけを、報償費等を利用する形で開始してもらった。事業の実施場所として病院を利用し、事業運営の主体となる病院の理学療法士には報償費で対応し、保健師が一緒に事業に入るという、直営の場所を病院に移したような方法である。その中で、病院長に事業を広げる必要性を伝え、繰り返し委託先になんでもらえるよう依頼し、理学療法士にはスキルの伝達をしたことで、委託可能な状態にもっていくことができた。 ほかにも委託先を広げる工夫として、委託が受けられない問題点に柔軟に対応したことがある。例えば、送迎ができないことに対しては市のタクシー協会と契約を結ぶ、平日開催ができない場合には土曜日の開催を試みる、などである。実施場所がない時は市の施設を利用することや、均一の委託料が設定できないなどの問題には、市の内部で交渉や説明をしたことで対応可能にした。 また、委託先を見つける工夫として、市の管轄内の事業者だけでなく、近隣市町の事業者への交渉も行い、当該自治体地域内にある委託先を育成しつつ、他の地域にある事業者も活用していた。

I市

1	自治体概要 人口 約 5 万人 高齢化率 約 28%
2	対象事業 介護予防事業
3	委託契約種別 隨意契約
4	関連が強いマネジメント項目 5. 対象事業に関する地域の資源についてアセスメントを行う 6. 委託する目的を明確にする 11. 委託する事業に関して、委託後に保健専門職が行う役割を明確にする
5	委託の実際 <p>通所型介護予防事業の委託を検討した際、委託先が見当たらない状況だった。保健師は事業の質を確保するために、委託先に実施して欲しい事項を具体的に整理した上で、受託できそうな事業所に説明して回った。当初記載した内容がすべて実施可能な事業所はなかった。一部の項目に関しては事業者の状況を考慮したこと、ある運動施設が受託することになった。契約の締結の際には、委託契約書のほかに、一段詳しい仕様書、およびそれをより具体化した 3 種類の書類を作成し委託先に提示した。これらの書類は、福祉部門にいた経験をいかしてすべて保健師が作成した。</p> <p>委託事業を始めた当初は、事業の最初から最後まで保健師が貼り付きの状態だったが、意図的に徐々に関わりを減らしていき、現在は時折チェックする程度になっている。この経過の中で、保健師は対象者への声かけの仕方や、個別支援計画や個別指導の際の視点に関して、委託先にアドバイスを重ねていった。この関わりにより、事業者の対象者のアセスメントや対象者にフィードバックするコメントに、少しづつ生活に密着した視点が盛り込まれるようになったり、事業者は自発的に指導スタッフに運動実践指導士の資格を取得させることもあった。また、参加者が事業終了後も継続して運動ができるよう、会費のみで施設の利用を認めるなどの取り組みを行うようになった。今では、公民館などの施設外でもプログラムを展開する話し合いが始まるなど、事業者が新しい地域資源に育つつある。</p>

付録 1) 仕様書の例

3つの自治体より聞き取り調査した仕様書の記載内容の工夫をまとめました。自治体、事業目的や事業内容によって仕様書に記載が必要な内容やその書き方は大きくことなりますので、あくまで参考資料としてご覧ください。

仕様書（例）	
1. 目的	介護保険法に基づく介護事業として、高齢者が要介護状態になるのを防ぎ、活動的な生活が送ることができるよう
2. 実施期間	平成〇年 8月～12月
3. 対象者	市が対象者と決定した者
4. 委託内容	実施内容を具体的に記載
(1) 業務内容	(ア)運動機能向上教室 ①利用者に対する運動プログラム提供（施設使用料含む） ②生活機能評価（運動機能測定・評価）。1人につき教室前 ③
	専門職の配置の確認を要する場合は記載
(2) 実施内容	(ア)企画作成 ①運動機能向上のための運動プログラムの企画（国の示す介護予防マニュアルに準じたプログラムを組むこと） ②専門職配置の計画 (イ)運動機能向上のための運動プログラムの提供（休息を含めて〇時間〇分）の運動提供（〇回/月実施） (ウ)運動プログラム提供前後の体調確認 (エ)個別支援計画書の作成 (オ)(エ)にもとづく運動指導の実施 (カ)教室最終時の生活機能検査および個人評価・運動効果の検証・結果表の作成 (キ)教室終了後も、参加者が運動を継続するよう動機づけされる指導 (ク)事業報告（事業終了後 2週間以内） ①事業実施報告 ②個別支援計画書 ③実施後の基本チェックリスト ④個人結果前後比較評価一覧表 ⑤事業評価書 ⑥市が求める報告書 ※①、⑤、⑥は電子媒体での報告をすること
	実施する上で重要な点の記載
	事業報告で求める事項も詳細に具体的に記載
	データの受け渡し方法を記載
	担当者の明確化と経験や資格を有する人の配置を求める場合の記載方法
(3) 実施体制	(ア)委託事業の統括者として、常勤の専任職員1人以上を配置すること。専任職員は1年以上高齢者福祉関係の業務に関わり、高齢者ケアの経験を有するもの (イ)指導者1名、補助者2名以上。〇〇〇指導者、又は同等以上の研修を受講済みの職員を1人以上配置すること。 (ウ)普通救急救命講習、又は同等以上の研修を受講済みの職員を1人以上配置すること。 (エ)・・・・・

安全管理の方法の記載を行う。安全管理体制について市の専門職の意見が反映されるような工夫

5. 安全管理体制

(ア)安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全マニュアルを市と協議の上整備すること。

(イ)事故等の責任及び損害補償は、傷害保険への加入と報告方法についても記載

(ウ)障害保険に加入すること。加入した保険内容について市に報告すること。

(エ)事故発生時は口頭で市担当者に報告後、別紙様式にて速やかに市へ報告すること。

(オ)・・・・・

打ち合わせの実施についても詳細に記載

タイムラグを生じることなく必要な情報を把握するための工夫

6. 打ち合わせ

(ア)企画案および専門職配置計画作成後、市と協議し、企画を作成すること。

(イ)教室実施に当たっては、事業開始前および必要に応じ、市、地域包括支援センターと打ち合わせを行うものとする。

(ウ)教室実施には、参加者の安全確認のため、必要に応じて市の職員が適宜専門職を派遣するので、対象者の情報交換を密にし、連携して事業を実施すること

(エ)複数の事業者となる場合は、事業終了後交流会を実施するので、参加すること。

(オ)市が個別に対応することが望ましい情報(具体例は市があらかじめ提示)が得られた場合、
市に口頭で報告すること。

(カ)・・・・・

市の専門職の関与の必要性がある場合は、あらかじめ記載

7. 個人情報の取り扱い

委託事業以外の場への参加を求める場合は記載

業務委託しても、必要な情報が収集できるように工夫する

8. その他

(ア)職員に対しての研修の実施などにより、職員の資質向上を推進すること

(イ)この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

(ウ)・・・・・

定めのない事項が生じた場合の対応について記載

職員の資質向上への取り組みを促す

付録 2) 外部委託に関する法律

地方自治法

第九章 財務

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができます。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令

第五章 財務

第六節 契約

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある第六節 契約

(指名競争入札)

第一百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第一百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項 に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十五項 に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定する

シルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者がない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるとき限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

（せり売り）

第一百六十七条の三 地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いでの該契約の性質がせり売りに適しているものとする。

場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加さ